

福祉避難所設置・運営マニュアル

穴 水 町

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 福祉避難所の位置づけ	1
3 用語	3

第 2 章 平常時における取り組み

第 1 節 町による取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握	4
2 福祉避難所の指定	4
3 福祉避難所の周知	5
4 物資・器材、移送手段の確保	5
5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備	6
6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	6

第 2 節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取り組み

1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定	7
2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	7

第3章 災害時における対応

第1節 町の対応

1	福祉避難所の開設	8
2	介助員等の確保	8
3	ボランティアの要請	9
4	必要物資の確保	9
5	福祉避難所利用者の選定	9
6	福祉避難所の利用	9
7	開所後の設置・運営事業所の支援	9
8	福祉避難所の統廃合及び閉所	10

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人の対応

1	福祉避難所の開設	10
2	準備及び利用者の受入れ	10
3	利用者の支援	11
4	請求	11
5	福祉避難所の統廃合及び閉所	11
	【福祉避難所設置・運営の流れ】	12
	【様式集】	13

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災以降、我が国においては群発する地震を始めとして台風や豪雨がもたらす風水害や土砂災害などに対する防災意識が高まりつつあったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波被害及び原発被害を契機として防災対策の見直しと再構築を行うことが不可欠となった。

このうち、福祉避難所については、平成19年3月25日に発生した能登半島地震の際に我が国で初めて災害救助法の適用を受け実施されてから、その必要性の高まりの機運は全国に波及してきている。

厚生労働省では平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を策定して、地方公共団体が来るべき災害に備えて独自のマニュアルの作成を推奨しているところである。

本町では、災害に強いまちづくりをさらに強固なものにするため、このガイドラインを活用し、穴水町福祉避難所設置・運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成しました。

マニュアルでは、災害救助法、穴水町防災計画及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインとの整合性に留意するのみでなく、能登半島地震の経験を活かし、最少人数で最大の効果が発揮できる福祉避難所の設置・運営を行うことを目指したものとなっています。

2 福祉避難所の位置づけ

① 災害救助法

災害救助法による救助の実施については、法令及び厚生事務次官通知のほか、厚生省通知「災害救助法に基づく基本通知である災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」によって取扱うこととされているが、その通知の中で、福祉避難所の対象者は以下のとおり定義付けられている。

ア 福祉避難所の対象者等（第5-2-(1)-7-(オ)）

- ・身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。
- ・「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材の費用とすること。

また、「大規模災害における応急救助の指針（平成9年6月30日社援保第122号）」においては、次のとおり通知されている。

イ 福祉避難所の指定（第 3-3-(3)）

- ・福祉避難所の対象者（社会福祉施設等に緊急入所するものを除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。
- ・福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。
- ・福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

ウ 福祉避難所の量的確保

- ・あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

エ 福祉避難所の管理・運営（第 3-3-(6)）

- ・福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。
- ・福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- ・常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。
- ・福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

オ 福祉避難所の開設時期の目標

- ・目標とする開設時期は、発災後 2 日から 3 日を目安とし、早期開設に努める。

② 穴水町防災計画

穴水町防災計画の第 2 部第 2 章第 3 節重点対策-13 において、福祉避難所運営マニュアルを作成し、災害に備えることとする旨記載されていること、第 3 部第 2 章第 2 節第 14 及び同部第 3 章第 1 節第 3 に、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所を開設し保護する旨記載されていることに基づき、本マニュアルを作成する。

③ 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月）

厚生労働省では、平成 20 年 6 月に当該ガイドラインを作成しており、この中で、その目的は「災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるものとして、作成したものである。」と位置づけている。

3 用語

本マニュアルで用いる用語のうち、次に掲げるものについては略称表記するものとする。

- ① 穴水町災害対策本部：「本部」
- ② 要援護者支援班：「支援班」
- ③ 要援護者支援班長：「班長」
- ④ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定：「協定」
- ⑤ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結法人：「協定締結法人」
- ⑥ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく福祉避難所の設置・運営事業者：「設置・運営事業所」
- ⑦ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく介助員派遣事業者：「派遣事業者」

第2章 平常時における取り組み

ここでは、災害発生時における福祉避難所の円滑な設置・運営に向けて、本町及び協定締結法人が、平常時から取り組んでおくべき内容について規定しておくこととする。

第1節 穴水町による取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握

- ① 福祉避難所の利用対象となる者は、避難行動要支援者がそのほとんどを占めると予想されるため、本計画に基づく対象者を把握するとともに、登録した避難行動要支援者のデータを災害時等の緊急事態において提供できる状態にしておくものとする。
- ② 対象者が、障がい者等の場合は、家族を伴う受け入れに配慮するものとする。

2 福祉避難所の指定

① 福祉避難所の設置期間

災害救助法施行令により、救助の程度、方法及び期間は、あらかじめ知事が定めることとなっており、石川県では災害発生の日から30日間以内と規定されているが、本町においては能登半島地震の経験を活かし、予め2～3ヶ月間への延長を視野に入れておくものとする。

② 福祉避難所の種類

福祉避難所利用者の状況に応じた指定を行う必要に鑑み、本町においては、高齢者用、障がい者用及び妊産婦・乳幼児用、それぞれにおいて福祉避難所を指定するものとする。

③ 福祉避難所指定の目標

高齢化率の高い本町においては、高齢者用の福祉避難所については、少なくとも小学校単位での整備を目標とし、その利用合計人数については、能登半島地震の際の住家の被災率（半壊以上）が約10パーセントであったことに鑑み、これを上回る20パーセントとし、その人数の算定にあつては、福祉避難所を利用する可能性が高い介護保険制度における要支援認定者数を基本数値とする。

※ H27年度末の要支援認定者120名

→120名×20パーセント=24名

また、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所については、定期的な食事の提供及びプライバシーの確保がより一層求められるため、協定締結済の高齢者施設や保育所の会議室等を指定する。

④ 福祉避難所指定のための要件

本町では、利用者の状態の急変に対応するため、看護師が常駐している事業所を有する若しくは併設する事業所を所管する法人と協定を締結するものとする。

また、高齢者用及び障がい者用の福祉避難所を運営するうえで配置すべき介助員については、福祉機関や医療機関と連携を確保できることが必要なほか、地元を熟知した介護専門職の人材が必要であるため、協定締結法人間での介助員派遣の相互協力体制の確保に同意する事業所を所管する法人と協定を締結するものとする。

ただし、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所については、その特性から協定締結法人間による相互協力体制は適用しないものとする。（介助員は、班長又は連絡員が、母子保健に関する専門職の中から選定を行うこととする。）

⑤ 協定を締結した事業所の一覧

法人名	事業所名	所在地	受入可能人数
社会福祉法人 牧羊福祉会	能登穴水聖頌園	穴水町字岩車 6 字 27 番地 2	12 人
社会福祉法人 北伸福祉会	朱鷺の苑	穴水町字志ヶ浦 15 字 1 番地 3	12 人
合計（ 2 事業所）			24 人

※今後、協定の締結が済み次第、適宜追記する

3 福祉避難所の周知

① 可視化の必要性

各種情報の提供とその周知にあっては、可視化を図っておくことが重要であるため、GIS マップを活用した災害の種類に応じた危険区域マップを公民館等の公的機関の見えやすい場所へ掲示を行うほか、協定締結法人であるかにかかわらず、町内の全ての介護サービス事業者に対して配布しておくものとする。

② 関係機関への周知及び連携体制の確保

本町においては、福祉・医療・母子保健の連絡会等を通じ、福祉避難所の特性等の紹介を行うとともに、災害発生時における設置・運営事業所等との連携体制の必要性について、平常時から関係機関への周知に努めるものとする。

このほか、個々の理由により災害発生時において一次避難所等への避難を行うことが困難若しくは不適切であると想定される要配慮者及びその保護者等に対しては、平常時の段階から、協定締結済の福祉避難所を紹介するよう努めるものとする。

4 物資・器材、移送手段の確保

① 災害物資優先供給協定

協定締結法人との間で必要物資の洗い出しを行うとともに、本町が締結を行っている災害時の物資優先供給協定により対応できる物資を確定しておくものとする。

② レンタル物資の優先供給協定

協定締結法人との間で洗い出しを行った必要物資のうち、災害物資優先供給協定で対応

できないもののうち、福祉関連用具及び大型家電等については、レンタル物資の優先供給協定の締結に向けた取り組みを促進するものとする。

③ 日常生活物資等の購入

上記①及び②において対応できない日常生活物資についても、予め想定されるものについては、そのリストを配備しておくものとし、災害時には緊急的な調達が可能となるよう準備を行っておくものとする。

④ 移送手段

福祉避難所への移送については、協定により、原則として本人又は家族の責任で行うものとする。なお、特に必要であると認めるときは、協定締結法人によりこれを行うことを妨げるものではない。

5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備

① 福祉避難所設置・運営体制の位置づけ

町は、基本計画である穴水町防災計画に従い、本マニュアルにおいて災害時にできる体制を以下のとおり整えておくとともに、協定締結法人に対し、その内容を周知しておくものとする。

【位置づけ】福祉避難所の設置・運営については、その対象者の多くが避難行動要支援者であるため、本町で規定する災害対策本部事務分掌表中の「要援護者支援班の分掌事項」に位置づけるものとする。

	【班名】	【課名】	【分掌事項】
■ 本部長	<input type="checkbox"/> 本部班 (総合調整チーム)	● 総務課 ● 生活環境課	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 各部間の総合調整及び連絡 <input type="checkbox"/> 職員の動員配備 <input type="checkbox"/> 避難指示等
	<input type="checkbox"/> 食料物資班 <input type="checkbox"/> 要援護者支援班	● 政策調整課 ● 住民福祉課	<input type="checkbox"/> 物資の調達・輸送 <input type="checkbox"/> 要援護者の避難誘導 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の設置・運営及びこれに付随する業務

② 連絡員の位置づけ

協定締結法人の所管する設置・運営事業所の円滑な運営を図ることを目的として、町はその核となる人材として班長より指名される「連絡員」と呼ばれるコーディネーターを配置し、この者を中心とした福祉避難所の円滑な設置・運営体制を構築するものとする。

6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

① 訓練・研修の実施

町は防災訓練実施時に合わせ、当該訓練実施区域内の協定締結法人を指名し福祉避難所設置・運営訓練を毎年、実施し、本マニュアルの規定内容の検証を行う。

また、協定締結法人が介護保険法等に基づいて行う当該法人独自の防災訓練時に合わせ

福祉避難所の知識啓発等の研修若しくは指導を実施する。

7 マニュアルの配布

策定したマニュアル（様式集合む）については、協定締結法人に必ず配布しておくものとする。

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取り組み

1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定

① 協定の紹介及び理解

協定締結法人は、災害発生時における福祉避難所の円滑な開所に向けて、普段からその職員に対して介助員の相互派遣を含め、協定の内容を理解させるとともに、福祉避難所の趣旨等について普及啓発を行うものとする。

② 福祉避難所開設スペースの確保

協定締結法人は、所管する設置・運営事業所ごとに福祉避難所として開設するスペースを確保し、その内容を予め本町に伝えておくものとする。

2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

① 訓練・研修の実施

協定締結法人は、本町の防災訓練実施時における福祉避難所設置・運営訓練に協力するものとするほか、介護保険法等に基づき独自で行う防災訓練等においても、できる限り福祉避難所の設置・運営訓練を実施するものとする。

このほか、協定締結法人内における各種研修会の実施に併せ、福祉避難所に関する研修会等も実施するものとする。

第3章 災害時における対応

ここでは、災害発生時において福祉避難所の円滑な設置・運営を行うため、町及び福祉避難所設置・運営協定締結法人が実施すべき方策について、個別・具体的に規定するものとする。

第1節 本町の対応

1 福祉避難所の開設

- ① 「本部」の命令により、「班長」は直ちに、原則、班員の中から「連絡員」を指名する。このとき、高齢者用の福祉避難所は、「介護保険」を担当する職員の中から、障がい者用の福祉避難所は、「障害福祉」を担当する職員の中から、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所は「母子保健」を担当する職員の中から、それぞれ「連絡員」を指名するものとする。
- ② 「班長」は、災害の様態及び二次災害の危険性を考慮し、土砂災害ハザードマップ又は津波ハザードマップ等を活用し、協定締結法人の中から設置・運営事業所及び設置予定期間を決定し、これを「連絡員」に指示するものとするとともに、総務班に開設の報告を行うものとする。
- ③ 指示を受けた「連絡員」は、協定締結法人に対し、速やかに設置・運営事業所開設の要請を行うとともに、協定第2条に規定する届出（別記様式）を事業者に提出させるものとする。また、福祉避難所の設置・運営において必要となる各種様式（様式6～9, 13, 14及び別記様式）を設置・運営設置運営事業所に原則FAX送信の方法で配布し、当該書式の記載方法等について適切な指示を行うほか、協定締結済の内容に沿った福祉避難所の運営を行うことを目的とした「委託契約」を締結することとする。
- ④ 「連絡員」は、設置・運営事業所の名称等について、一般避難所等の関係機関に周知するものとする。

2 介助員等の確保

- ① 「連絡員」（妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」を除く。）は、協定締結法人と設置・運営事業所内における日勤の「介助員」の確保の可否について協議を行うものとし、これが不可能であると判断したときは直ちに「班長」と協議を行い、協定第5条に基づき、協定締結法人の中から介助員派遣事業者を決定し、その要請を行うものとする。
妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」は、開設した福祉避難所の保育士、母子保健推進員又は地域の主任児童委員などの母子保健に精通した者に直接「介助員」の要請を行うものとする。
また、「連絡員」は、必要があると認めるときは、石川県（又は、石川県看護協会）に対して災害支援ナースの要請を行うものとする。（様式11）
- ② 「連絡員」は、協定締結法人と設置・運営事業所内における夜間の「宿直者」の確保については、当該法人に勤務する従業員を充てるよう指導を行うものとする。
- ③ なお、「連絡員」は①の介助員単価（時給）及び②の宿直者単価（1回）については、原則として以下の設定となるよう「設置・運営事業所」と調整を行うものとする。
 - (1) 介助員単価…県最低賃金を上回る約800円/時×125%＝約1,000円/時
 - (2) 宿直者単価…各施設定款等に記載の額（4,000円～5,000円/回程度）

3 ボランティアの要請

- ① 「連絡員」は、介助員派遣事業者又は開設した妊産婦・乳幼児用の福祉避難所において、その職員に不足を来すと判断するときは、石川県等に対し、その人数と期間についてボランティアの派遣要請を行うものとする。(様式 10)

4 必要物資の確保

- ① 「連絡員」は、設置・運営事業所を所管する協定締結法人と調達が必要となる物資について協議を行い、その内容を様式 12-①により「総務班」に届け出るものとする。
ただし、「福祉用具の優先物資供給協定に基づく調達物資」については、その内容を様式 12-②により「直接、優先供給協定締結事業者」に依頼を行うものとする。
なお、この届出又は依頼の時期は、開設から閉鎖までの随時において行えるものとする。
- ② 「連絡員」は、「総務班が」又は「連絡員自らが」発注した物資について、発注先等の情報を入手するとともに、その物資の検収を行うものとする。
- ③ 「連絡員」は、福祉避難所の設置・運営を円滑に行うため、緊急的に必要となる物資がある場合には、協定締結法人に対し上記の優先供給協定に関わらず、直接、販売店等から購入するよう指示するものとする。

5 福祉避難所利用者の選定

- ① 「支援班」は、避難行動要支援者リストを一般避難所に情報提供するとともに早い段階からの利用者発見に努めるものとする。
- ② 「支援班」は、一般避難所からの情報提供若しくは要請をもとに福祉避難所利用候補者の調査を行い、実態把握票（高齢者・障がい者のときは様式 1-①、妊産婦・乳幼児のときは様式 1-②）、生活機能詳細チェック表（高齢者・障がい者のみ様式 2、妊産婦・乳幼児のときは不要）、健康相談票（高齢者・障がい者のときは様式 3-①、妊産婦・乳幼児のときは様式 3-②）、経過記録表（様式 4）を総合的に勘案し福祉避難所の利用が必要であると認めるときは、直ちに「連絡員」に情報提供を行うものとする。

6 福祉避難所の利用

- ① 「支援班」より情報提供を受けた「連絡員」は、「支援班」と連携し、利用する福祉避難所を決定し、避難所の利用開始日等の調整を行うものとする。
- ② 利用者は、町に対して利用日までに「利用届出書（様式 5）」を提出するものとする。
- ③ 「連絡員」は、利用者の利用開始日等が決定したら、直ちに利用予定事業者に連絡を行うとともに様式 1 から 5 の情報提供を行うものとする。

7 開所後の設置・運営事業所の支援

- ① 「連絡員」は、福祉避難所の開所後においては、利用者の処遇等について設置・運営事業所の介助員からの相談を受け付けるものとする。
特に、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」は、利用者の移動先の検討及び決定にあつては、責任をもってこれを行うものとする。
- ② 「連絡員」は、設置・運営事業所の所在する協定締結法人からの協定に基づく費用請求のとりまとめを行うものとする。
- ③ 「連絡員」は、追加的に必要となる物資について、協定締結法人から要請があったときは、「総務班」に物資調達の要請を行うものとする。

- ④ 「連絡員」は、避難者の送迎について、協定締結法人が所有する車をやむを得ず使用するときは、当該送迎に係る燃料代を町長に請求できることについて連絡するものとする。なお、このときの燃料代の単価は、当該月の公用車燃料代を積算基礎とするものとする。
- ⑤ このほか「連絡員」は、必要に応じ設置・運営事業所の支援を行うものとする。

8 福祉避難所の統廃合及び閉所

- ① 「班長」は、「本部」及び「連絡員」の情報を総合的に判断し、福祉避難所の統廃合及び閉所について決定を行うものとし、これを「連絡員」に指示するものとする。
- ② 「連絡員」は、設置・運営事業所を所管する協定締結法人及び介助員派遣事業者を所管する法人に対し、福祉避難所の統廃合若しくは閉所について連絡を行うとともに、利用者及び介助員の調整支援を行うものとする。
「連絡員」は、福祉避難所の閉所後直ちに、設置・運営事業所を所管する協定締結法人より福祉避難所の設置・運営に要した一切の書類を受け取るとともに、これを保管するものとする。

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人の対応

1 福祉避難所の開設

- ① 連絡員より福祉避難所の設置・運営の要請を受けた「協定締結法人」は、速やかに「設置・運営事業所」を決定するとともに、必要なスペースを確保するものとし、これを連絡員に報告するものとする。
- ② 福祉避難所を設置・運営する「協定締結法人」は、協定に基づく人件費や食費についての単価を設定し、これを連絡員に提出するとともに、介助員の確保及び必要物資の調達について連絡員と協議を行うこととする。
- ③ 福祉避難所を設置・運営する「協定締結法人」は、当該避難所における介助員については、次の順序でその検討を行うものとする。

第1順位の検討	当該法人に勤務する職員
第2順位の検討	当該法人を退職した関係者
第3順位の検討	上記のいずれも不可能であるときは連絡員に選定の要請

- ④ 協定締結法人は、緊急的に必要となる物資がある場合には、物資の優先供給協定に関わらず、連絡員の承諾を得て、直接、販売店等から購入することができる。
なお、この場合において、協定締結法人は、原則として販売店に対し、町長名の請求書の作成を依頼するものとし、やむを得ず実費を支払ったときは、様式8にその内容を記載し、領収書を添付して町長へ請求するものとする。
- ⑤ 「設置・運営事業所」を所管する「協定締結法人」は、福祉避難所の設置スペースが通常の介護サービス事業等と競合又は隣接するときは、当該サービス利用者及びその家族等に福祉避難所の設置・運営に関して調整を行うとともに、理解を求めなければならない。

2 準備及び利用者の受入れ

- ① 「設置・運営事業所」は、介助員及び宿直者の勤務状況を把握するため、介助員・宿直者勤務表（様式6）の管理を行うものとする。
- ② 「設置・運営事業所」は、調達物資の備品台帳（様式12）を作成するとともに、これ

を善良なる意思をもって管理するものとする。

- ③ 「設置・運営事業所」は、利用者の状況を把握するため、利用者毎のファイル管理を行うための準備を早急に行うものとする。
- ④ 「設置・運営事業所」は、連絡員より利用者の受入れの要請があったときは、その移送手段について確認を行うとともに、特に必要があれば、利用者の送迎を行うための調整を行うものとする。
- ④ 「設置・運営事業所」は、利用者の状況・状態について、連絡員より提供を受けた経過記録表（様式 4）に追記の方法により記入を行うものとする。
- ⑤ 「設置・運営事業所」は、設置・運営期間中、避難者数等について福祉避難所状況報告用紙（様式 14）により毎日、報告を行うものとする。

3 利用者の支援

- ① 「設置・運営事業者」は、福祉避難所の利用者の相談等に応じるほか、福祉サービスの利用についても便宜を図るものとする。
- ② 福祉避難所の利用者のうち、要介護認定を受けていない者について、身体機能の維持・向上に必要があると認めるときは、通常の介護サービス利用者及びその家族等の了承を得た上で、受給させることができる。ただし、この時のサービスの利用料金については、「設置・運営事業者」の判断で無料とすることができるものとする。
- ③ 福祉避難所の利用者の減少により、設置スペースでの福祉避難所の運営の必要性がなくなったと判断したときは、「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、当該法人内の別の場所に利用者を移動させることができる。この場合において、「協定締結法人」は遅滞なくその旨を連絡員に報告を行うものとする。

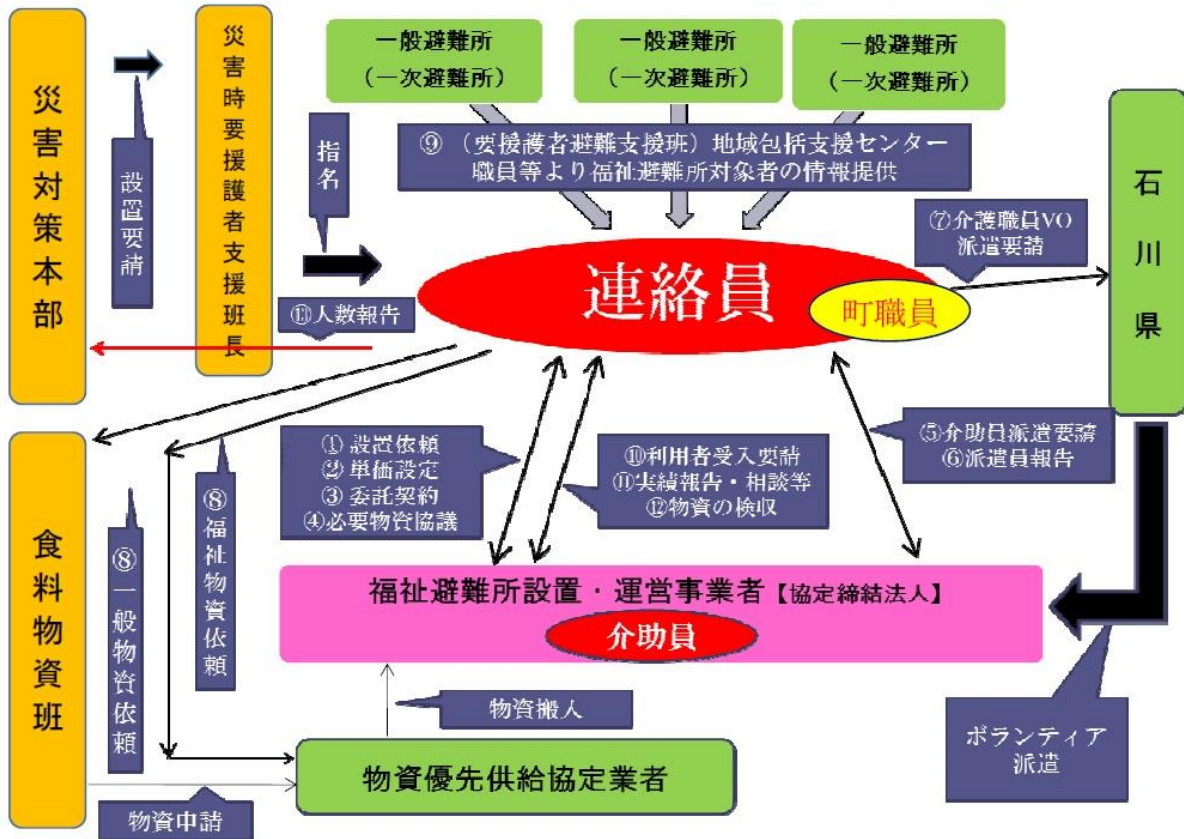
4 請求

- ① 「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、福祉避難所の設置・運営に関する経費のうち、協定第 2 条に規定する届出を行ったものについて、毎月 20 日締めでとりまとめを行い、様式 6 から様式 8 までの写しを添えて、様式 9 の請求書を本町に提出するものとする。
- ② 協定第 2 条に規定する届出以外の経費が生じたときは、速やかに連絡員と協議を行うものとする。

5 福祉避難所の統廃合及び閉所

- ① 「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、連絡員から福祉避難所の統廃合若しくは閉所の連絡を受けたときは、福祉避難所の設置・運営に要した精算を開始することとする。
- ② 福祉避難所を統廃合又は閉所した「協定締結法人」は、当該避難所を設置・運営するために使用した介助員の勤務表、利用者の個人ファイルなどの原本を本町に返還するものとする。

【福祉避難所設置・運営の流れ】



■ 様式集

〔様式 1〕	実態把握票	14
	様式 1-①（高齢者・障がい者）実態把握票（14ページ）	
	様式 1-②（妊産婦・乳幼児）実態把握票（16ページ）	
〔様式 2〕	（高齢者・障害者）生活機能詳細チェック表	18
〔様式 3〕	健康相談票	20
	様式 3-①（高齢者・障がい者）健康相談票（20ページ）	
	様式 3-②（妊産婦・乳幼児）健康相談票（21ページ）	
〔様式 4〕	経過記録表	22
〔様式 5〕	福祉避難所利用届出書	23
〔様式 6〕	介助員・宿直者勤務表	24
〔様式 7〕	食事提供表	25
〔様式 8〕	その他直接支払い表	26
〔様式 9〕	請求書	27
〔様式 10〕	ボランティア派遣要請申請書	28
〔様式 11〕	災害支援ナース派遣要請申請書	29
〔様式 12〕	物資依頼書	30
	様式 12-① 物資依頼書（30ページ）	
	様式 12-② 福祉用具に関する物資依頼書（31ページ）	
〔様式 13〕	調達物資の備品台帳.....	32
〔様式 14〕	福祉避難所状況報告用紙.....	33
※	福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出（福祉避難所設置・運営協定書の別記様式（第2条関係））	34
（参考）	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	35

様式1-①

(高・障)実態把握票

相談訪問年月日 年 月 日 作成担当者

対象者氏名	ワリガキ 男・女 (生年月日 年 月 日生 歳)			
住 所				
聞き取りの相手	本人・家族()・その他()			
相談内容・主訴				
経済状況	家族の扶養 なし あり()			
	本人の収入 国民年金・厚生年金・障害年金・遺族年金・生活保護・その他()			
	収入月額 (円/月)			
	経済的な問題 なし あり()			
福祉手帳	1. なし 2. あり 身障() 療育() 精神() 難病()			
介護申請・認定	1. なし 2. 非該当(/) 3. 申請中(/) 4. 要支1・ 要支2・ 要介1・ 要介2・ 要介3・ 要介4・ 要介5 有効期限 年 月 日 ~ 年 月 日 (前回の認定)			
現在のサービスの利用状況	フォーマル インフォーマル			
家族構成	1. ひとり暮らし 2. 高齢者世帯 3. 日中独居 4. その他 ()		家族関係・介護者の状況等	
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	Tel
住環境	一戸建て 集合住宅(階) 賃貸・ 公営住宅・ 給与住宅・その他()			
	住宅の状況	全壊 半壊 その他()		
	家の中の状況			
	今後の見通し	見通しつかず 落ち着いたら帰る 子ども・親戚の家へ行く()		

健康管理

	疾患名	医療機関	受診状況	服薬	治療内容
現病歴				あり なし	
				あり なし	
既往歴			年 月 日	治ゆ・	経過観察中
			年 月 日	治ゆ・	経過観察中
服薬管理	問題なし 問題あり()				
身長	(cm)	体重	(kg)	BMI	()
最近6ヶ月の体重の増減					
口腔衛生	上 義歯	なし	問題なし	あり	()
	下				

生活状況

ADLの状況			IADLの状況				
移動 (歩行)	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし	掃除	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし
食事	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし	洗濯	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし
排泄	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし	買い物	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし
入浴	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし	調理	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし
整容	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし	金銭管理	1. 支障あり	2. 困難あり	3. 支障なし
	()	()	()		()	()	()
<input type="checkbox"/> 麻痺 (右・左) (上肢・下肢)	<input type="checkbox"/> 拘縮 (右・左) (上肢・下肢)	<input type="checkbox"/> しびれ (右・左) (上肢・下肢)	<input type="checkbox"/> 痛み (右・左) (上肢・下肢)	<input type="checkbox"/> 筋力低下 (右・左) (上肢・下肢)	<input type="checkbox"/> その他 ()		
コミュニケーション	視力 ()	聴力 ()	言語障害 ()				
精神機能	抑うつ・ 閉じこもり・ 不安・ 依存傾向・ 認知症・ 知的障害・ その他()						

介護予防に関する事項

今までの生活の様子	現在の生活の様子(1日の過ごし方)
趣味・楽しみ・特技 友人や地域との関係	

本票における実態把握、及び別添の生活機能詳細チェック票・健康相談票・経過記録表に基づき、対象者の避難生活の継続にあつては、福祉避難所を利用することが適切であると判断する。

平成 年 月 日 担当者氏名 ()

(妊・乳)実態把握票

相談訪問年月日 年 月 日 作成担当者

対象者氏名	フリガナ 男・女 (生年月日 年 月 日生 歳)				
住所	電話				
聞き取りの相手	本人・家族()・その他()				
続柄	避難所利用	氏名	性別	生年月日	備考欄(職業、各種手帳、サービス利用状況等)
	有 無				
	有 無				
	有 無				
	有 無				
	有 無				
	有 無				
家族構成(ジェノグラム等)					
相談内容・主訴					
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話	
住環境	一戸建て・集合住宅(階)・賃貸・公営住宅・給与住宅・その他()				
	住宅の状況	全壊 半壊 その他()			
	家の中の状況	ライフライン 水道: 可・不可 電気: 可・不可 ガス: 可・不可			
	今後の見通し	見通しつかず 落ち着いたら帰る 親戚の家へ行く()			
経済状況	本人の収入 給与所得等の定期的な収入 (あり・なし)				
	収入月額 (円/月)				
	経済的な問題 なし あり()				

健康管理

(氏名: フリガナ)

現病歴	疾患名	医療機関	受診状況	服薬	治療内容
					あり なし
				あり なし	
食事形態	普通食・離乳食(初期・中期・後期)・その他()				
ミルク	不要・必要(普段使っているもの:)				
アレルギー	なし・あり(食べられないもの:)				
おむつ	不要・必要(サイズ:)、普段使っているもの:)				

(氏名:)

現病歴	疾患名	医療機関	受診状況	服薬	治療内容
					あり なし
				あり なし	
食事形態	普通食・離乳食(初期・中期・後期)・その他()				
ミルク	不要・必要(普段使っているもの:)				
アレルギー	なし・あり(食べられないもの:)				
おむつ	不要・必要(サイズ:)、普段使っているもの:)				

(氏名:)

現病歴	疾患名	医療機関	受診状況	服薬	治療内容
					あり なし
				あり なし	
食事形態	普通食・離乳食(初期・中期・後期)・その他()				
ミルク	不要・必要(普段使っているもの:)				
アレルギー	なし・あり(食べられないもの:)				
おむつ	不要・必要(サイズ:)、普段使っているもの:)				

(氏名:)

現病歴	疾患名	医療機関	受診状況	服薬	治療内容
					あり なし
				あり なし	
食事形態	普通食・離乳食(初期・中期・後期)・その他()				
ミルク	不要・必要(普段使っているもの:)				
アレルギー	なし・あり(食べられないもの:)				
おむつ	不要・必要(サイズ:)、普段使っているもの:)				

本票における実態把握、及び別添の健康相談票・経過記録表に基づき、対象者の避難生活の継続にあつては、福祉避難所を利用することが適切であると判断する。

平成 年 月 日 担当者氏名 ()

生活不活発病チェックリスト

氏名 _____ (男・女)
 M T S 年 月 日 生まれ

下の①～⑦の項目について、災害前(左側)と現在(右側)のあてはまる状態に印☑をつけてください。

①屋外を歩くこと

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 遠くへも一人で歩いていた
<input type="checkbox"/> 近くなら一人で歩いていた
<input type="checkbox"/> 誰かと一緒になら歩いていた
<input type="checkbox"/> ほとんど外では歩いていなかった
<input type="checkbox"/> 外は歩けなかった | <input type="checkbox"/> 遠くへも一人で歩いている
<input type="checkbox"/> 近くなら一人で歩いている
<input type="checkbox"/> 誰かと一緒になら歩いている
<input type="checkbox"/> ほとんど外では歩いていない
<input type="checkbox"/> 外は歩けない |
|---|---|

②自宅内を歩くこと

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 何にもつかまらずに歩いていた
<input type="checkbox"/> 壁や家具を伝って歩いていた
<input type="checkbox"/> 誰かと一緒になら歩いていた
<input type="checkbox"/> 這うなどして動いていた
<input type="checkbox"/> 自力では動きまわれなかった | <input type="checkbox"/> 何にもつかまらずに歩いている
<input type="checkbox"/> 壁や家具を伝って歩いている
<input type="checkbox"/> 誰かと一緒になら歩いている
<input type="checkbox"/> 這うなどして動いている
<input type="checkbox"/> 自力では動きまわれない |
|---|---|

③身の回りの行為(入浴、洗面、トイレ、食事など)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 外出時や旅行の時も不自由はなかった
<input type="checkbox"/> 自宅内では不自由はなかった
<input type="checkbox"/> 不自由があるがなんとかしていた
<input type="checkbox"/> 時々人の手を借りていた
<input type="checkbox"/> ほとんど助けてもらっていた | <input type="checkbox"/> 外出時や旅行の時も不自由はない
<input type="checkbox"/> 自宅内では不自由はない
<input type="checkbox"/> 不自由があるがなんとかしている
<input type="checkbox"/> 時々人の手を借りている
<input type="checkbox"/> ほとんど助けてもらっている |
|--|--|

④車いすの使用

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 使用していなかった
<input type="checkbox"/> 時々使用していた
<input type="checkbox"/> いつも使用していた | <input type="checkbox"/> 使用していない
<input type="checkbox"/> 時々使用している
<input type="checkbox"/> いつも使用している |
|---|---|

⑤外出の回数

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ほぼ毎日
<input type="checkbox"/> 週3回以上
<input type="checkbox"/> 週1回以上
<input type="checkbox"/> 月1回以上
<input type="checkbox"/> ほとんど外出していなかった | <input type="checkbox"/> ほぼ毎日
<input type="checkbox"/> 週3回以上
<input type="checkbox"/> 週1回以上
<input type="checkbox"/> 月1回以上
<input type="checkbox"/> ほとんど外出していない |
|---|---|

⑥日中どのくらい体を動かしていますか

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 外でもよく動いていた
<input type="checkbox"/> 家の中ではよく動いていた
<input type="checkbox"/> 座っていることが多かった
<input type="checkbox"/> 時々横になっていた
<input type="checkbox"/> ほとんど横になっていた | <input type="checkbox"/> 外でもよく動いている
<input type="checkbox"/> 家の中ではよく動いている
<input type="checkbox"/> 座っていることが多い
<input type="checkbox"/> 時々横になっている
<input type="checkbox"/> ほとんど横になっている |
|---|---|

⑦家事(炊事、洗濯、掃除、ゴミ捨て、庭仕事など)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ほぼ全部していた
<input type="checkbox"/> 一部していた
<input type="checkbox"/> 時々していた
<input type="checkbox"/> ほとんどしていなかった
<input type="checkbox"/> 全くしていなかった | <input type="checkbox"/> ほぼ全部している
<input type="checkbox"/> 一部している
<input type="checkbox"/> 時々している
<input type="checkbox"/> ほとんどしていない
<input type="checkbox"/> 全くしていない |
|---|---|

* このチェックリストで、網掛けの□(一番よい状態ではない)があるときは注意してください。

* 特に災害前(左側)と比べて、現在(右側)が1段階でも低下している場合は、早く対策をとりましょう。

(高・障)健康相談票(初・再)

避難所	
仮設住宅	
自宅	
その他	

<input type="checkbox"/>	要医療
<input type="checkbox"/>	要指導
<input type="checkbox"/>	他機関紹介

相談年月日 平成 年 月 日

氏名 (年 月 日生 歳)		<既往歴> 治療 あり⇒ 治療状況: 服薬状況: 医療機関: 治療 なし	
住所 (被災前住所 (Tel.))			
<主訴>		<不自由しているもの> 義歯 メガネ コンタクトレンズ 補聴器 杖 車いす 生理用品 ミルク()	
<症状> 1 痛み なし あり 部位() 6 皮膚症状 なし あり() 2 発熱 なし あり (°C) 7 食欲 あり なし() 3 風邪症状 なし あり () 8 そしゃく可能かどうか 良 不良() 4 胃腸症状 なし あり () 9 その他() 5 外傷 なし あり 部位()			
<メンタル> 1 夜眠れない 5 何事もやる気がしない 2 気分がすぐれない 6 普段より疲れやすい 3 落ち着かず、じっとしてられない 7 イライラし、ささいなことで腹が立つ 4 気分が沈みがちで憂うつ 8 その他()			
<特に困っていること>生活についての訴え 1 水 4 冷暖房 7 換気 10 ペット 13 その他 2 食事 5 トイレ 8 臭気 11 騒音 3 衣服 6 風呂 9 ゴミ 12 虫			
<診察> 血圧 ~ mmHg 体温 °C 脈拍 /分 所見 なし あり() 医師名()		<問題点及び対応>	
<今後のフォロー> なし あり (ありの場合はフォロー内容を詳しく記入してください)			

記入者 ()

福祉避難所利用届出書

穴水町長様

実態把握票・生活機能詳細チェック表・健康相談票・経過記録表の総合判断により福祉避難所を利用したいので届け出ます。

年 月 日

利用する福祉避難所	
-----------	--

		1人目	2人目
	利用者	(フリガナ) 氏 名	
住 所			
電話番号			
生年月日			
連絡先	(フリガナ) 氏 名①	(続柄:)	
	住 所		
	電話番号		
	生年月日		
	(フリガナ) 氏 名②	(続柄:)	
	住 所		
	電話番号		
	生年月日		

介助員・宿直者勤務表

(年 月 日 ~ 年 月 日分)

福祉避難所名称	
---------	--

介助員の勤務実績

※ 勤務者は上段に押印、下段に勤務時間数を記入すること。

介助員の氏名	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
①																
②																
介助員の氏名	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
①																
②																

介助員の所属法人名 ①	②
-------------	---

宿直者の勤務実績

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
宿直者																
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計

■ 介助員人件費 単価 円 × 時間分 = 円
 ■ 宿直者人件費 単価 円 × 日分 = 円

食事提供表

福祉避難所名称			
	食事単価	朝食	
		昼食	
		夕食	

年 月 日 提供分

利用者氏名	年齢	食事(○印記入)		その他の食事提供について直接払により必要となった経費(要領収書)	
				(品名等)	(金額)
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
		朝食		(品名等)	(金額)
		昼食			
		夕食			
合計		朝食	0食	食事費用	0円
		昼食	0食	その他費用	0円
		夕食	0食	合計	0円

その他直接支払い表

(様式7の食事提供に係る直接払以外を記載)

福祉避難所名称	
---------	--

	年	月分
--	---	----

購入日	品名	品番	個数	金額
(記入例) H27.11.1	赤ちゃん用ミルク (明治ステップ)	大(缶)	2	3,000
合計				

※ 領収書を添付すること。

第 年 月 号
年 月 日

請 求 書

穴水町長 様

住 所
法 人 名
代表者名

金 _____ 円

年 月 日から 年 月 日までの福祉避難所設置・運営費として

請求内訳 別添様式のとおり

第 年 月 日 号

ボランティア派遣要請申請書

様

穴水町長 石川 宣雄

年 月 日に発生した()により下記施設について(介護職員・保育士)のボランティア派遣の調整をお願いいたします。

施設名等	住所：		
	名称：		
	受入担当者		電話
ボランティアの要請を行う職種等	職種	実人数	派遣要請期間
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
連絡先 (町担当者)	担当部署：住民福祉課（要援護者支援班）		
	担当者職氏名：福祉避難所連絡員（ ）		
	電話		FAX

第 年 月 日 号

災害支援ナース派遣要請申請書

石川県知事(又は石川県看護協会) 様

穴水町長 石川 宣 雄

平成 年 月 日に発生した()により下記施設について災害支援ナース派遣の調整をお願いいたします。

施設名等	住所：		
	名称：		
	受入担当者		電話
ボランティアの要請を行う職種等	職種	実人数	派遣要請期間
	介助員補助		年 月 日～ 年 月 日
	(その他の要請事項) 例) 上記の派遣要請期間中の全日において、2人ずつをお願いしたいが、それぞれの出務時間帯は、1人目が午前6時から正午まで、2人目が午後1時から午後7時までとする。 (通常の介助員がいない時間帯に提供される朝食及び夕食への対応及び避難者の状態管理が継続的に必要となるため)		
連絡先 (町担当者)	担当部署：住民福祉課(要援護者支援班)		
	担当者職氏名：福祉避難所連絡員()		
	電話		FAX

年 月 日

福祉用具(主に高齢者用)に関する物資依頼書

福祉用具に関する優先供給協定締結事業者 様

穴水町長

本市が締結した災害時における物資供給に関する協定に基づき、下記の物資等について調達をお願いいたします。

※福祉避難所連絡員は、この(写)を保管し、依頼先及び検収日を記載すること

要請理由		福祉避難所における必要物資であるため			
区分	品目例	依頼品名	サイズ	個数	検収日
購入	紙おむつ(大人用)				
	紙パンツ				
	尿とりパッド				
	ポータブルトイレ				
	トイレパーテーション				
	特殊尿器				
	入浴補助具				
	簡易浴槽				
	その他				
レンタル	車いす <small>(付属品含む)</small>				
	ベッド <small>(付属品含む)</small>				
	寝具一式				
	床ずれ防止用具				
	体位変換器				
	手すり				
	スロープ				
	歩行器・杖				
	徘徊感知器				
納入場所	住所：				
	名称：				
	担当者(介助員)		電話		
連絡先	担当部署：住民福祉課(要援護者支援班)				
	担当者職氏名：福祉避難所連絡員()				
	電話		FAX		

福祉避難所状況報告用紙

福祉避難所名	
--------	--

	月	日	月	日	月	日	月	日
報告者氏名								
報告時刻								
避難者の状況								
前日までの避難者数								
新規受入数								
退所者数								
当日の避難者数								
緊急を要する事項等								

	月	日	月	日	月	日	月	日
報告者氏名								
報告時刻								
避難者の状況								
前日までの避難者数								
新規受入数								
退所者数								
当日の避難者数								
緊急を要する事項等								

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1)介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回 	
<p>(2)要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 （計） _____ 円 / 食 	
<p>(3)その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

穴水町長 宛

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(高・障) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

穴水町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(管理運営)

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

(管理運営の期間)

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲は、穴水町地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地
名称 穴水町
代表者職氏名 穴水町長

(乙) 所在地
名称
代表者職氏名

(妊・乳) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

穴水町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要する妊産婦及び乳幼児（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(管理運営)

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

(管理運営の期間)

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲は、避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可

能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地
名称 穴水町
代表者職氏名 穴水町長

(乙) 所在地
名称
代表者職氏名